

旅券（パスポート）申請のご案内

(令和5年3月27日現在)

秋田県で申請できるのは 原則 県内に現住所（住民登録）がある方です
 (申請窓口は、「◎県内旅券窓口一覧」をご覧ください)
 一時帰国者・秋田県内に居住しているが県外に住民登録している学生・単身赴任者等の方が
 居所での申請を希望する場合の必要書類等については 旅券窓口にお問い合わせください

◎ 申請についてのご注意

- 1 パスポートの有効期限内に申請する場合**
 次に該当する方は有効な旅券を持参して新しいパスポートを申し込むことができます(残りの期間は切り捨て)
 ・旅券の有効期間が残り1年未満になった方
 ・旅券面の記載事項(氏名・本籍等)に変更があった方(持参する旅券と有効期間が同一の「残存有効期間同一旅券」を申請することもできます)
- 2 代理提出する場合**
 「所持人自署欄」・「刑罰等関係欄」には、必ず申請者本人が署名・記入してください
 申請書裏面の申請書類等提出委任申出書の「申請者記入欄」には必ず申請者本人が記入し 代理人は同申出書の「引受人記入欄」に記入してください
 また 申請者本人の確認書類のほかにも代理人についても確認書類が必要です
- 3 未成年者(18歳未満)又は成年被後見人が申請する場合**
 申請書裏面の「法定代理人署名欄」には法定代理人本人(未成年の場合は親権を有する父又は母・成年被後見人の場合は後見人)が署名してください
 法定代理人が遠隔地に在住の場合は 法定代理人本人の署名のある「旅券申請同意書」及び「旅券申請同意書の郵送に使われた封筒」をあわせて提出してください 「旅券申請同意書」の用紙は旅券窓口にあります(県のHPからダウンロードできます)
- 4 有効な旅券を紛失した場合**
 紛失(焼失)届出を行うことで 当該旅券を失効させることができます 再度旅券が必要な場合は新規の申請となりますので 旅券窓口にお問い合わせください(代理提出不可)
- 5 刑罰等関係に該当する場合**
 申請書の「刑罰等関係」に該当する方は 県庁旅券班にお問い合わせください(代理提出不可)
- 6 申請した旅券を受領しなかった場合**
 旅券を申請したが 発行後6か月以内に受領せず 失効後5年以内に新たな旅券を申請するには 手数料が通常より高くなります
- 7 ヘボン式以外のローマ字氏名表記を希望する場合**
 ヘボン式以外の表記を希望する方は ご案内ない表面に記載の必要書類の他に提出していただく書類及び申請書への記入を要する事項があります 詳しくは旅券窓口までお問い合わせください

◎ 受領について

- 1 受け取りは必ず旅券名義人ご本人です(代理の受け取りはできません)**
 申請した旅券窓口にて①一般旅券受領証(引換証)と②手数料(収入印紙・秋田県証紙)③有効旅券(有効旅券の切替の場合)を持参の上 お受けください

旅券の種類	収入印紙	秋田県証紙	計
10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券	9,000円	2,000円	11,000円
5年有効旅券(*12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円

※12歳未満として申請できるのは12歳の誕生日の前々日までです

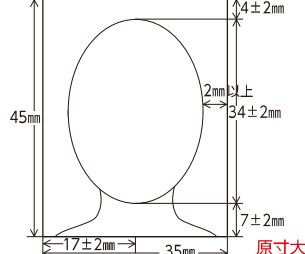
2 交付までの日数

県庁窓口	申請日から 5日目以降 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
市町村窓口	申請日から 9日目以降 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

◎ 県内旅券窓口一覧 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みとなります)

名称	住所・電話番号	申請受付時間	交付時間	対象
県庁 県民生活課 旅券班 (パスポート窓口)	秋田市山王四丁目1-1 (県庁1階) ☎ 018 (860) 1112	午前8:30から 午後5:00まで	午前8:30から午後5:15まで (事前予約制 午後7:00まで) ※ただし水曜日を除く	秋田市 男鹿市 湯上市 八郎潟町 井川町 大潟村に住民登録している方
鹿角市役所	鹿角市花輪字荒田4-1 ☎ 0186 (30) 0221	申請受付・交付時間等については各市町村旅券窓口までお問い合わせください		左記各市町村に住民登録している方はその市町村旅券窓口のみ申請受付・交付となります
小坂町役場	鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1 ☎ 0186 (29) 3906			
大館市役所	大館市字中城20 ☎ 0186 (43) 7041			
北秋田市役所	北秋田市花園町9-1 ☎ 0186 (62) 1114			
上小阿仁村役場	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118 ☎ 0186 (77) 2222			
能代市役所	能代市上町1-3 ☎ 0185 (89) 2133			
藤里町役場	山本郡藤里町藤琴字藤琴8 ☎ 0185 (79) 2113			
三種町役場	山本郡三種町鶴川字岩谷子8 ☎ 0185 (85) 4825			
八峰町役場	山本郡八峰町峰浜目名瀬字百良田118 ☎ 0185 (76) 4614			
五城目町役場	南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1 ☎ 018 (852) 5112			
由利本荘市役所	由利本荘市尾崎17 ☎ 0184 (24) 6243			
にかほ市役所	にかほ市平沢字鳥ノ子21(仁賢保庁舎) ☎ 0184 (32) 3035			
大仙市役所	大仙市大曲花園町1-1 ☎ 0187 (63) 1111			
仙北市役所	仙北市角館町中菅沢81-8 ☎ 0187 (43) 3307			
美郷町役場	仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10 ☎ 0187 (84) 4903			
横手市役所	横手市中央町8-2 ☎ 0182 (35) 2176			
湯沢市役所	湯沢市佐竹町1-1 ☎ 0183 (73) 2111			
羽後町役場	雄勝郡羽後町西馬音内字中野177 ☎ 0183 (62) 2111			
東成瀬村役場	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1 ☎ 0182 (47) 3404			

◎ 申請に必要な書類 (次のものを全部ご用意ください コピーでは受付できません)

1 一般旅券発給申請書・・・1通 ※用紙は、旅券窓口にあります(外務省又は県のHPからダウンロードできます)	・18歳未満の方は5年旅券のみの申請となります ・18歳以上の方は10年旅券又は5年旅券を選択できます				
2 戸籍謄本・・・・・・・1通(全部事項証明書) (6か月以内に作成されたもの)	・同一戸籍の方が同時に申請する場合は 戸籍謄本1通で結構です ・有効な旅券を切り替える場合は次のi～iiiにご確認ください i 旅券の記載事項(氏名、本籍地県名等)に変更がない方は 提出を省略できます ii 旅券の記載事項(氏名、本籍地県名等)に変更がある場合は 変更の経緯が確認できるもの iii 未成年の方は省略できない場合があります ・2枚以上になっているものを本人のみ切り離したものは無効です				
3 写真・・・・・・・1枚 (6か月以内に撮影されたもの) ※写真は貼らずにお持ちください	 <p>45mm 4±2mm 2mm以上 34±2mm 7±2mm 17±2mm 35mm 原寸大</p> <p>※髪の毛の中央が大きく盛り上がった髪型の場合はこの限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人のみが正面を向いて肩口まで写っているもの(眼鏡を外した顔写真を推奨) ・縦45mm 横35mmのふちなしで左図の各規格・寸法をすべてみたしたものであること ・顔の縦の長さは頭頂からあごまでの距離が34±2mmであること ・無帽 無背景(薄い色)であるもの <p>次のような写真は受付できません(代表的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・髪の毛が目にかかっているもの ・顔が横向き又は左右に傾いているもの ・表情が平常と著しく異なるもの(口を開き歯が見えているものなど) ・サングラス、色付き眼鏡をつけているもの ・髪(影を含む)等でフェイスラインが隠れているもの ・不鮮明(ピンぼけ)、変色、又は傷や汚れのあるもの ・背景にグラデーション(濃淡)の入っているもの ・眼鏡のレンズに光が反射したものである又は眼鏡のふちが目にかかっているもの ・カラーコンタクトレンズ(瞳の色を変更している)を装着しているもの ・左右反転しているもの <p>※詳しくは旅券窓口にお問い合わせください</p>				
4 本人の確認書類 (原本で現に有効なものに限ります)	<p>代理の方が提出する場合は 申請者本人と代理人それぞれの本人確認書類が必要となります</p> <p>※右の書類で有効なもの(コピー不可) ※本人確認書類の氏名・生年月日・性別・住所等が申請書の内容と一致している必要があります ※該当する書類がないとき 該当するかどうか分からないときは 必ず事前にご相談ください ※個人番号(マイナンバー) 制度の開始に伴い市町村から送付されている「通知カード」については本人確認書類として使用できませんのでご注意ください</p> <p>① 次のうちから1つ提示してください(写真を貼ったもの)</p> <p>日本国旅券(失効後6か月以内のもの) 運転免許証 マイナンバーカード 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許 猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 宅地建物取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 官公庁身分証明書 身体障害者手帳(偽造防止・写真付き)</p> <p>② ①を提示できない場合は 次のものを2つ提示してください(A+A)又は(A+B)</p> <table border="1" data-bbox="1612 1220 2128 1364"> <tr> <td>A</td> <td>健康保険証 国民健康保険証 船員保険証 介護保険被保険者証 共済組合員証 国民年金手帳(証書) 厚生年金手帳(証書) 後期高齢者医療被保険者証 共済年金又は恩給等の証書 印鑑登録証明書と実印 母子手帳(小学生以下) 在学証明書 市町村発行身分証明書</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>会社の身分証明書(写真付き) 学生証(写真付き) 公の機関が発行した資格証明書(写真付き) 失効旅券 療育手帳</td> </tr> </table>	A	健康保険証 国民健康保険証 船員保険証 介護保険被保険者証 共済組合員証 国民年金手帳(証書) 厚生年金手帳(証書) 後期高齢者医療被保険者証 共済年金又は恩給等の証書 印鑑登録証明書と実印 母子手帳(小学生以下) 在学証明書 市町村発行身分証明書	B	会社の身分証明書(写真付き) 学生証(写真付き) 公の機関が発行した資格証明書(写真付き) 失効旅券 療育手帳
A	健康保険証 国民健康保険証 船員保険証 介護保険被保険者証 共済組合員証 国民年金手帳(証書) 厚生年金手帳(証書) 後期高齢者医療被保険者証 共済年金又は恩給等の証書 印鑑登録証明書と実印 母子手帳(小学生以下) 在学証明書 市町村発行身分証明書				
B	会社の身分証明書(写真付き) 学生証(写真付き) 公の機関が発行した資格証明書(写真付き) 失効旅券 療育手帳				
5 前回取得したパスポート	・有効期間内の旅券をお持ちの場合は その旅券を持参しないと受付できません ・期限切れの旅券をお持ちの方は その旅券を持参してください				

※住民票について

住所変更直後の申請や居所申請等の特殊なケースでは住民票を提出していただく場合があります
 その場合には、個人番号の記載のないものをご準備ください